

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高 橋 善 一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和6年6月25日午後2時15分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

- 1.招 集 委 員 13名

- 2.出席委員 10名にしてその氏名は次のとおり

1 番 高橋 善一

2番 高橋 隆

4番 黒澤 ちよ子

6番 青木 霽一

7番 浅野 厚司

9番 神尾 篤志

10番 朝倉 善則

11番 鈴木 正徳

12番 渡沢 寿

13番 安達 芳紀

3. 欠 席 委 員 3 番 山 岸 誠

- 5番 本間 仁一

- 8番 伊藤 圭一

- 4.出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 山内 美穂

同 上 事務局長補佐 梅津 智也

同 上 農地係長 嶋貫 信一郎

南陽市農林課 農政係長 高橋 秀明

- ## 5. 付議事件

日程第 1

会議録署名委員の指名について

日程第 2

会期の決定について

日程第 3

諸般の報告について

日程第 4

報第 9 号 南陽市認定農業者の認定について

日程第 5

報第10号 農地法第18条第6項の規定による通知
の報告について

日程第 6

議第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可の可否について

日程第 7

議第 24 号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る
決定について

日程第 8

議第 25 号 南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について

日程第 9

承第 2 号 南陽市農業委員会事務の実施状況等の公表について

6.

(開会：ときに午後2時15分)

会議の要領
議長(高橋会長)

令和6年6月18日付け南農委告示第6号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただ今出席されている委員は、10名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、3番 山岸誠委員、5番 本間仁一委員、8番 伊藤圭一委員の3名であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長(高橋会長)

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。

10番 朝倉善則委員、11番 鈴木正徳委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 10番 朝倉 善則 委員
 11番 鈴木 正徳 委員

議長(高橋会長)

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長)

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長(高橋会長)

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長(高橋会長)

日程第4 報第9号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただ今上程されました、報第9号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年5月16日付け農第338号で、南陽市長から本委員会に対し、令和6年7月1日付けで10件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長(高橋会長)

ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長)

「なし」の声がありますので、報第9号は了承いただいたものと認めます。

議長(高橋会長) 次に、日程第5 報第10号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、報第10号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が4件ありましたので、ご報告するものであります。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、報第10号について、ご説明申し上げます。
議案書は3ページをご覧ください。
1番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆の田 合計4, 325㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。
2番につきましては、▲▲の■■■■■さんとお亡くなりになった▲▲の伊藤長兵衛さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 647㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。
3番につきましては、▲▲の■■■■■さんとお亡くなりになった▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 149㎡を、中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。
4番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外4筆の田 合計5, 311㎡を、賃借人の申出により、合意解約するものです。
以上です。

議長(高橋会長) ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声が有りますので、報第10号は了承いただいたものと認めます。

議長(高橋会長) 次に、日程第6 議第23号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第23号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権設定2件の許可申請がありましたので提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第23号について、ご説明申し上げます。
議案書は4ページをご覧ください。
所有権移転の申請となります。

1番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の田、現況畑 92㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、▲▲の■■■■■さんと▲▲の■■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の畑 1, 284㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。

■■■■■さんは▲▲にお住まいですが、▲▲の空き家を取得され、その周りにある農地と一緒に取得したいと申請があったものです。

下限面積がなくなりましたので、1, 284㎡の申請ですが、事前に安達農地専門委員長と、地元委員の鈴木委員が■■■■■さんと面談し、取得した農地は適切に管理するようお話しているものです。

以上です。

議長(高橋会長) ここで、議第23号の現地調査について、担当委員より報告をお願いします。

はじめに、1番の現地調査について、9番 神尾篤志委員より、報告をお願いします。

9番
神尾篤志委員 6月22日土曜日に現地調査を行いました。
作付けはされておりましたが、草刈等の管理はされていません。

議長(高橋会長) 次に、2番の現地調査について、11番 鈴木正徳委員より報告をお願いします。

11番
鈴木正徳委員 昨日現地調査を行いました。
一部家庭菜園として使用されていて、残りは草刈されていました。周辺農地への影響はないことを確認してまいりました。

議長(高橋会長) これより、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長) 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長) 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第7 議題24号「南陽市農用地利用集積計画の策定にかかわる決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第24号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和6年6月12日付け農第478号をもって、南陽市長から本委員会に対し、「旧農業経営基盤強化促進法第18条」に基づいて、賃借権設定11件、使用貸借件2件の計13件に関する農用地利用集積計画を策定するため、当該計画について同条第1項の規定により、本委員会において決定するよう求められましたので、ご提案するものであります。ご審議のうえ決定くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

梅津事務局長補佐 ただ今提案されました、議第24号について、ご説明申し上げます。
議案書は5ページからで11ページまでとなっております。8ページにつきましては、総括表となっておりますのでご覧ください。
賃借権設定が11件で、計画面積が田27,659㎡、畑158㎡、合計27,817㎡となっております。
使用貸借は2件で計画面積の合計は田4,941㎡となっております。
9ページをご覧ください。賃借権の設定につきましてご説明申し上げます。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で「やまがた農業支援センター」を介して設定するもので、▲▲字▲▲の田4,005㎡外1筆、「田」合計4,325㎡について、新規の10年で、毎年12月20日支払い、口座振替となっております。

以下、2番の▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間の設定から10ページの11番、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間の設定までの10件につきましても、同様のケースで農地中間管理事業に伴う「やまがた農業支援センター」を介して賃借権を設定するもので、すべて、新規の10年、毎年12月20日支払い、口座振替となっております。

梅津事務局長補佐

事前に通知させていただいており、記載のとおりでございますので、このたびは、案件毎の説明を省略させて頂きたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

続いて11ページをご覧ください。使用貸借権2件について申し上げます。

1番は、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で「やまがた農業支援センター」を介して、設定するもので、▲▲字▲▲の「田」584㎡について、新規の10年契約となっております。

2番は、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で「やまがた農業支援センター」を介して、設定するもので、▲▲字▲▲の「田」1,084㎡外3筆、「田」合計4,357㎡について、新規の10年契約となっております。

以上でございます。

議長(高橋会長)

これより、本案件について審議に入りますが、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長(高橋会長)

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

議長(高橋会長)

本案件について、質疑、意見を求めます
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長(高橋会長)

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長)

本案件について表決いたします。

お諮りいたします、ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長(高橋会長)

妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案については、計画のとおり決定すべきものと決しました。

議長(高橋会長)

次に、日程第8 議第25号「南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

- 山内事務局長 ただ今上程されました、議第25号「南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について」の提案理由を申し上げます。
- 本案は、令和6年5月30日付け農第402号で、南陽市長から本委員会に対し、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、計画の変更1件について意見を求められましたので、ご提案するものであります。
- ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長(高橋会長) ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農林課高橋農政係長の補足説明を求めます。
- 農林課高橋農政係長 南陽農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画の変更について補足説明させていただきます。
- 農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定に基づき、市が農業振興地域整備計画の変更を行う際には、その前段として同施行規則第3条第2項の規定により農業委員会より意見を聴くものとされております。
- 本件はこれに基づき意見を頂戴するもので、今回ご審議いただく案件は、農用地区域から農用地区域外、いわゆる白地に変更する「一般除外1件」となっております。
- 続きまして、個別の申出内容の説明でございます。
- 事業計画者は、■■■■です。対象土地は、▲▲字▲▲、▲▲の一部の計2筆。いずれも地目は畑となっております。合計面積は842.32㎡です。
- 場所は、▲▲の西工業団地の南側、新築された工場の南隣です。
- 事業目的は駐車場、雪押場等の整備となっております。
- 本件につきましては、所有者及び隣地所有者等の関係者から同意を得ております。
- また、転用を目的とした農振除外は、①対象地を転用することが必要、適当であって代替地が無いこと、②変更により地域計画の達成に支障を及ぼさないこと、③農業上の効率的利用に支障が無いこと など、農振法第13条第2項各号に掲げる要件の全てを満たす場合に限り行うことができますが、過日、開催しました農用地利用計画の変更に係る事前協議会におきましても、事前検討会委員より計画内容は妥当であると判断いただいているところです。
- 説明は以上でございます。ご審議くださいますようお願いいたします。
- 議長(高橋会長) これより、審議に入ります。
- 本案件について、質疑、意見を求めます。
- 質疑、意見はございませんか。
- 13番
(安達芳紀委員) 地図で見ると、畑の形状が歪な形に見えますが、実際にはもう少しきれいな形になっていませんか。
- 農林課高橋農政係長 実際は、図面で見るとよりは整った形になっていました。

1 2 番
(渡沢寿委員) かなり細かいことを言うと、図面の色が染まっているところの角度が若干違うのかなと思いましたが、駐車場に隣接した何も作っていない土地を駐車場にする、ということで間違いないですか。

農林課高橋農政
係長 その通りです。色が染まっている地点は、図面と現場が若干異なっているようでした。

議長(高橋会長) 他に質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長(高橋会長) 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

議長(高橋会長) 本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、変更することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長(高橋会長) 変更を妥当とする委員が全員と認めます。
よって、本案件については、変更することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長(高橋会長) 次に、日程第9 承第2号「南陽市農業委員会事務の実施状況等の公表について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、承第2号「南陽市農業委員会事務の実施状況等の公表について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農業委員会等に関する法律第37条において、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」と規定されていることから、別紙「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、記載のとおり、公表を行うものであります。
ご確認のうえ、承認くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(高橋会長) ただ今、事務局長より説明ありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

梅津事務局長補
佐 ただ今提案されました、承第2号について、ご説明を申し上げます。
農業委員会事務の実施状況については、ただいま局長から説明があったとおりで、農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止、新規参入の促進などについての活動状況をまとめ、毎年、6月30日までにホームページ上で公表をすることになっております
議案書は18ページからで、公表となる令和5年度の目標に対する活動の点検・評価については、19ページから24ページまでです。

梅津事務局長補佐

昨年４月に設定を行った令和５年度の最適化活動の目標における、担い手への農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業経営の新規参入促進等に関する点検内容になっております。

詳細については、先ほどの最適化推進会議でご説明した内容と同じです。すので省略させていただきます。

以上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（高橋会長）

これより審議に入ります。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑を終結いたします。

議長（高橋会長）

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします、ただ今の案件について、原案のとおり承認することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

原案の通り承認することが妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

議長（高橋会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和６年６月１８日付け南農委告示第６号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後２時４０分）